

第13 カプセル型ベッドを設ける宿泊施設の防火安全対策について

本項は、関係法令で定める規定によるほか、従来のホテルと比較し就寝形態、収容密度並びに施設の状況において特異性を有するカプセル型ベッドを設ける宿泊施設（以下「カプセルホテル」という。）に対し、出火防止、延焼拡大防止、避難の安全確保等を図るため指導するものであること。

1 適用範囲

本項の内容については、カプセルホテル（政令別表第1(5)項イに該当。）に対して適用するものであること。

2 用語の定義

- (1) カプセル型ベッドとは、出入りする部分を除き、就寝する空間の大部分が合成樹脂、金属その他の材料で覆われた箱型の寝台をいう。
- (2) 宿泊室とは、カプセル型ベッドを有する寝室をいう。

3 収容人員の算定

従業者の数とカプセル型ベッドに収容する数とを合算したものとすること。

4 出火防止対策に関する事項

- (1) 火気使用設備・器具
宿泊室内では、火気使用設備・器具を使用しないこと。
- (2) 寝具類の防火化
寝具類は、努めて防火性能を有する製品を使用すること。
- (3) 喫煙等
ア 宿泊室内は禁煙とし、カプセル型ベッド内及び宿泊室内の見やすい箇所に禁煙の表示をすること。
イ 宿泊室を有する階には、適当な位置に喫煙場所を設けてその旨を表示すること。

5 延焼拡大防止対策に関する事項

- (1) カプセル型ベッドの構造
カプセル型ベッドは、難燃材料若しくはこれと同等以上の難燃性を有する材料で造られたものであること。
- (2) 防火・防煙区画
ア 宿泊室は、200㎡（スプリンクラー設備が設置されているものにあつては、400㎡）以内ごとに耐火構造若しくは準耐火構造とした壁で区画すること。
イ 前アの区画に設ける窓、出入口等の開口部には、常時閉鎖式防火戸若しくは随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸が設けられていること。
ウ 宿泊室は、上下階と耐火構造の床若しくは壁又は防火設備（閉鎖機構は前イによるものとする。）で区画された階に設けること。
- (3) 宿泊等の内装
カプセルホテルの用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。

6 避難対策に関する事項

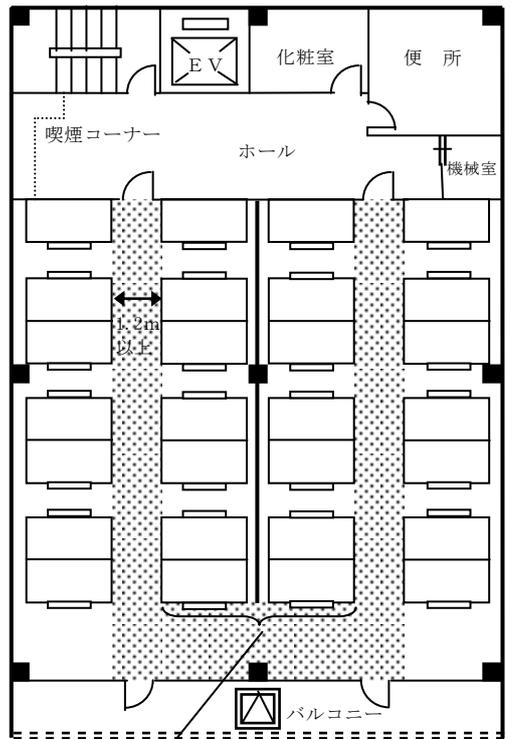
(1) 二方向避難

宿泊室は、その出入口部分から2以上の異なった経路により地上若しくは避難階まで安全に避難できる場所に設けられていること。ただし、宿泊室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられているものにあつては、この限りでない。

(2) 宿泊室内通路の幅員

宿泊室内の主たる避難通路（第13-1図、第13-2図参照）は、幅1.2mとすること。ただし、宿泊室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられているものにあつては、この限りでない。

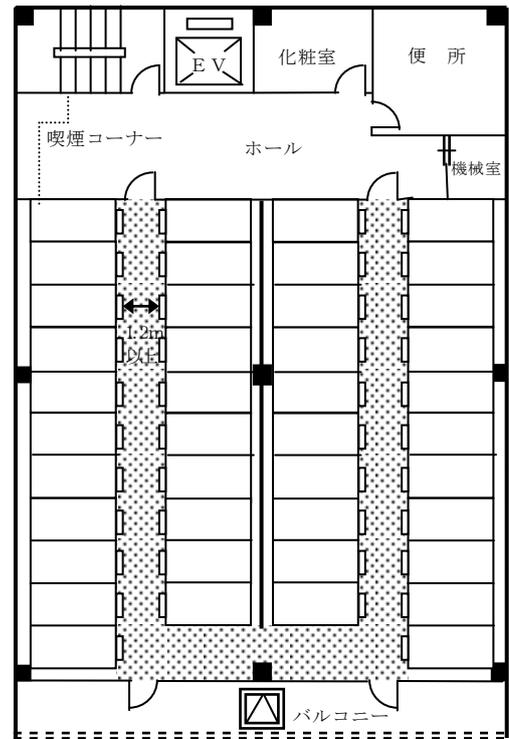
※ 宿泊室内の主たる避難通路（斜線部分）の設置例



平面図 水平方向2以上のベッドを経過する通路は、主たる通路に該当する。

第13-1図

(ベッドの長辺側に出入口を有するもの)



平面図

第13-2図

(ベッドの短辺側に出入口を有するもの)

(3) 廊下及び通路の構造

ア 避難経路である廊下及び宿泊室内通路は、容易に避難できる形状とし、かつ、避難上支障のある段差等を生じさせないこと。

イ 宿泊室内の主たる避難通路は、当該宿泊室の出口に直通させること。

(4) 避難経路図の掲出

カプセル型ベッド内及びロビー、喫煙場所等の見やすい箇所に避難経路図を掲出すること。

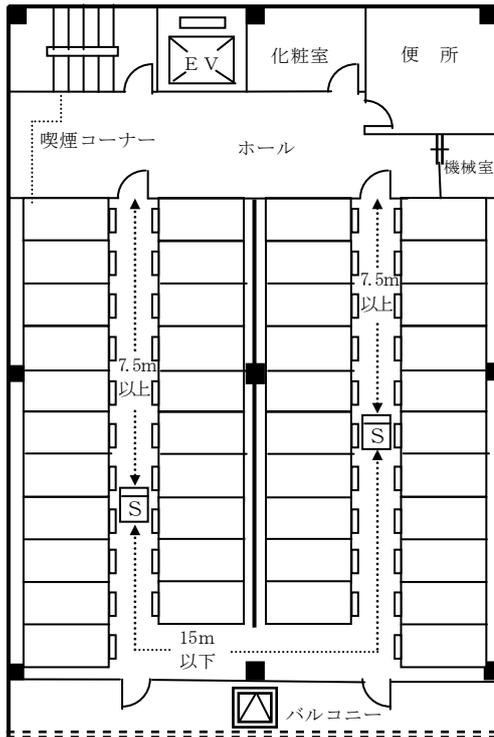
7 消防用設備等に関する事項

(1) 自動火災報知設備

自動火災報知設備が法令により設置されるものにあつては、次によること。

ア 宿泊室に設ける感知器は煙感知器とし、宿泊室内の通路にあつては歩行距離15mにつき1個以上の煙感知器を設けること。(第13-3図、第13-4図参照)

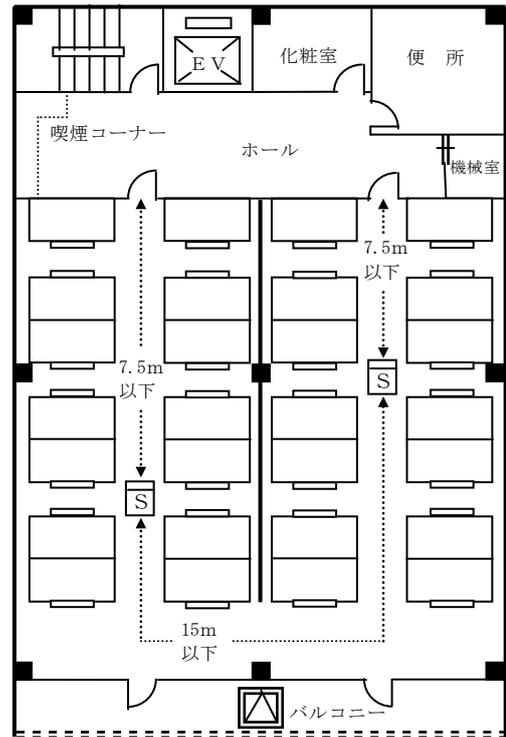
※ 宿泊室内の感知器の設置例



平面図 □S : 煙感知器

第13-3図

(ベッドの長辺側に出入口を有するもの)



平面図 □S : 煙感知器

第13-4図

(ベッドの短辺側に出入口を有するもの)

イ 地区音響装置の音圧は、カプセル型ベッド内で60デシベル以上となるようにすること。

ウ カプセル型ベッドそれぞれに感知器を設けること(出入りする部分が常時解放されているものを除く)。

(2) スプリンクラー設備

スプリンクラー設備が法令により設置されるものにあつては、カプセル型ベッド内にもスプリンクラーヘッドを設けること。

8 防火管理に関する事項

(1) 喫煙管理

喫煙の管理を徹底すること。

(2) 防火管理体制

火災時の避難誘導が適切に実施できるための必要な複数以上の者による防火管理体制を確保すること。

(3) 宿泊者の把握

宿泊状況が容易に確認できる措置を講じること。